

青森県教育委員会と国立大学法人弘前大学教育学部との連携に関する協定書

青森県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学教育学部（以下「乙」という。）は、青森県における教育について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携により、本県の学校教育、社会教育、スポーツ及び大学における教員養成、教育・研究等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- （1）学校教育の充実及び調査・研究に関すること
- （2）社会教育・スポーツの振興及び調査・研究に関すること
- （3）大学における教員養成の充実及び教育・研究に関すること
- （4）その他双方が必要と認めること

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

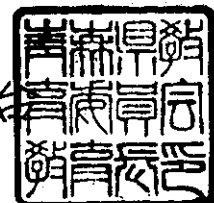
第4条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月7日

甲 青森県教育委員会教育長

田村 充



乙 国立大学法人弘前大学教育学部長

佐藤 三



国立大学法人弘前大学教育学部と青森県教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と青森県教育委員会（以下「乙」という。）は、青森県における教育について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携により、本県の学校教育、社会教育、スポーツ及び大学における教員養成、教育・研究等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- (1) 学校教育の充実及び調査・研究に関すること
- (2) 社会教育・スポーツの振興及び調査・研究に関すること
- (3) 大学における教員養成の充実及び教育・研究に関すること
- (4) その他双方が必要と認めること

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

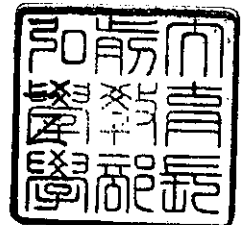
第4条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月7日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

佐藤 三



乙 青森県教育委員会教育長

田村 充治

